令和７年５月

お客さま　各位

備前日生信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

現在、金融業界は、「2026 年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げています。

このたび、備前日生信用金庫では、手形・小切手の電子化に向けた取組みとして下記の対応を実施しますのでご案内申し上げます。

手形・小切手の電子化は、手続きの簡素化、紛失・盗難リスクの回避、印紙代等のコスト削減など、支払側と受取側双方にさまざまなメリットがあり、金融界・産業界が連携して進めている取組みの一環でもあります。

今後も、お客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．手形・小切手帳の発行終了

（１）発行終了日

令和８年３月３１日（火）

（２）取扱内容

手形帳・小切手帳の新規発行申込みの受付を終了します。終了日時点でお客さまがお手元に保管している手形・小切手帳につきましては、発行終了日以降も引き続き払戻しにご利用いただくことができます。

２．払戻請求書による当座預金からの出金の取扱開始

（１）取扱開始日

令和７年９月１日（月）

（２）取扱内容

当座預金専用の払戻請求書を新しく制定し、制定した払戻請求書による当座預金からの出金のお取扱いを開始します。詳細については、お取引店舗までお問い合わせください。

（３）「払戻請求書発行手数料」の新設

当座預金専用の払戻請求書は、１冊５０枚綴り形式で発行し、１冊 1,100 円(税込)

の発行手数料を申し受けます。

（４）その他

払戻請求書による当座預金からの出金は、小切手による出金と同様にお取引店舗のみでご利用いただけます。

３．令和９年４月１日以降を支払期日とする手形・小切手の代金取立の停止

（１）実施日

令和７年７月１日（火）

（２）取扱内容

令和９年４月１日（木）以降を支払期日とする手形や小切手の取立受付を停止します。

※該当の手形等を既にお持ちのお客さまは、令和７年６月２７日（金）までにお取引店舗でお手続きください。

令和７年７月１日（火）以降、該当の期日の手形等につきましては、支払期日（支払呈示期間内）にお取引店舗でご入金手続きをお願いいたします。

※支払呈示期間：手形法上、支払期日を含めて３日間（３営業日）です。電子交換所を経由するため、「支払期日の前営業日、支払期日、支払期日の翌営業日」の３日間のあいだにお取引店舗にお持ち込みください。

４．当金庫以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の取立の受付終了

（１）受付終了日

令和８年９月３０日（水）

（２）取扱内容

令和８年９月３０日（水）をもって、当金庫以外の金融機関を支払地とする手形・小切手について、取立の受付を終了します。

５．その他

備前日生信用金庫では、手形・小切手に代わる決済方法として、「電子記録債権サービス」や「インターネットバンキングサービス」といった電子的決済手段のご利用を推奨しております。

この機会に、電子的決済サービスの導入、利用をご検討くださいますよう、お願いいたします。

以 上

手をとりあって未来へ
備前日生信用金庫